## 原子力規制庁 御中

# 意見陳述書

2015年11月30日 於・原子力規制庁 草 薙 順 一

#### はじめに

本日の口頭による意見陳述は、原子力規制委員会が2015年7月15日になした、四国電力株式会社伊方原子力発電所3号機について、新規制基準に適合しているとした、原子炉設置変更許可(再稼動許可)処分の取り消しの裁決を求めるものです(行政不服審査法第40条第3項)。

原子力規制委員会は、「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて、原子力利用における安全の確保を図るために必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさどる」目的で、「専門的知見に基づき中立的な立場で独立して職権を行使する機関」として設置されたものであります(原子力規制委員会設置法第1条)。このように、原子力規制委員会は原発の安全性確保に重大な責任を負っております。そして原子炉等規制法により、原子力規制委員会には「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないもの」となるよう規則制定権が付与されています(同法43条の3)。従って、原子力規制委員会の規則制定権によって定める原発再稼動の基準は、原発の設置・運転を「災害の防止上支障がないもの」とする内容でなければならないのは当然のことです。

ところで、原子力規制委員会は、2015年5月20日に四国電力伊方原発3号機の安全審査で、事実上の合格証である審査書案発表しました。それに対して、国民からパブリックコメントを募集しました。その結果、約3,500件の意見募集がありました。私も2015年6月17日付で、原子力規制庁安全規制管理官宛に「伊方原発3号機の新規制基準適合性審査書案は撤回すべきである」との意見を提出いたしました。その理由として審査書案は、住民避難や使用済みMOX燃料の取扱いについて触れていないこと。基準地震動の評価が過少であることなどを訴えました。しかしながら私の意見のみならず、多数の意見を無視して、伊方原発3号機は新規制基準に「適合」しているとしました。このことは、原子力規制委員会設置法の目的である「安全の確保」に違反しており、住民の生存権・人格権を侵害するものであります。

その理由は、次に述べる通りであります。

第1に、新規制基準自体が安全確保に欠けるものです。

原子力規制委員会は原発の設置・運転によって、「災害の防止上支障がないもの」にする 為に、規則制定権が与えられ(原子炉等規制法第43条の3の6第1項4号)、新規制基準 を制定しました。

しかし、新規制基準そのものが、住民の安全性を確保する審査基準ではありません。非常に甘い審査基準です。その理由は、既存の原発をそのままにして、なんとしても再稼動させ、しかも低コストで再稼動させたいという態度にあります。すなわち、福島第一原発事故によって、安全神話が崩壊した後も、福島の原発事故の検証を十分にすることなく定めた「既存原発稼働主義」の新規制基準であります。

#### 1 過酷事故対策なしです。

審査基準は国際的基準によるべきです。国際原子力機構(IAEA)の策定する基準に「深層防護」(多重防護ともいう)というのがあります。日本も加盟国として拘束されています。すなわち、より高い安全性を求めるために、仮にいくつかの安全対策が機能しなくなっても、全体として適切に機能するような多層的防護策を構成すべきであるという考えです。

多重防護(5層)には、第1層が「異常運転や故障の防止」、第2層が「異常運転の制御及び故障の検知」、第3層が「設計上想定される事故制御」、第4層が「過酷事故の拡大防止及び影響緩和」、第5層が「放射性物質の放出の影響緩和」というものです。また、深層防護の各防護レベルの目的達成に不可欠な手段は、第1層が「安全重視設計と質の高い建設・運転」、第2層が「設備の監視、制御、保護のシステム」、第3層が「工学的安全設備と事故対応手順」、第4層が「原発施設内の補完的手段と事故管理」、第5層が「原発施設外の緊急時対応」というものです。

欧州連合(EU)では、溶融燃料を受け止めるコアキャツチャーや原子炉の二重格納容器が求められています。従って、「事故の防止に最善かつ最大の努力」をするとすれば、伊方原発3号機も設計から改めないと原子力災害は防止できないのです。よって、選択肢は「画期的に安全性の高い原発を設計段階から追及する」しかありません。しかるに新規制基準では、それら金のかかる対策費用は審査基準から除外しています。

### 2 離隔要件の基準なしです。

国際原子力機構(IAEA)の多重防護(5層)には、放射性物質の放出による住民の放射線影響を緩和するために、原発は住民の住む民家から離れた場所でなければなりません。すなわち原子炉と周辺住民とを十分に隔離しておかなくてはなりません。

ところが、新規制基準では、原発と周辺住民との隔離については、審査の対象外としてい

ます(原発立地指針の無視)。もし審査の対象にすれば、土地が狭く、地震国である日本では、原発立地の出来る場所がないためです。すなわちルール違反を言わない為に、初めからルールを定めていないということです。まさに新規制基準自体が「乗民主義」「乗民政策」の新審査基準といわなければなりません。

## 3 住民避難(避難要件)無視です。

IAEA基準では、プラント建設前に、第5層の防護として、事故時の放射性物質による放射線の影響を緩和する緊急時計画を策定し、それが実行可能であることが確認されなければならないとされています。また、米国では、NRC(原子力規制委員会)の規定する連邦規則によると、放射能が放出される緊急事故時に十分な防護措置が取られる保証があるとNRCが判断しなければ、原発の運転は許可されないことになっています。すなわち、周辺住民の安全確保のための十分な緊急時計画を運転許可条件としています。米国ニューヨーク州ロングアイランドにあるショーラム原子力発電所は、住民避難の実効性ある計画が策定できなかったために廃炉になりました。

ところが日本の場合、原子力規制委員会は、過酷事故が発生した場合の住民避難について審査せず、地方自治体に丸投げしています。当の地方自治体は「机上の空論」の避難計画を立て、それで良しとしています。原子力規制委員会が権限をもって対処しません。原子力規制委員会は、「規制基準の適合性と再稼動とはリンクしない」として、住民避難につての関与を否定しています。

伊方原発は東西50キロに延びる佐田岬半島の付け根にあり、原発から西には、40の 集落に約5,000人が住んでいます。伊方町には、急傾斜地崩壊危険個所が206箇所、 地すべり危険箇所が64箇所あります。佐田岬半島は、日本3大地滑り地質といわれる三 波川変成帯です。

半径30キロ圏内には約13万人の住民がいます。入院患者も約1,800人います。複合震災の場合、避難できないことは明白です。

国の伊方原発を想定した「原子力総合防災訓練」が、2015年11月8日と9日に、愛媛県、大分県、関係市町村が参加して実施されました。その中には、佐田岬半島の伊方原発以西に居住する住民もいました。三崎港までの陸路について、「一部でこれだけごった返す。実際の事故の場合港まで来れるのか」、「津波がきたら大型船は入れず、港も使えない」等と、避難計画に疑問を持つ住民が絶えなかったと報道されています。この訓練は、再稼動に向けた通過儀式です。中村時広愛媛県知事は、避難訓練について、「港まで来れない人はバスやヘリコプターなどで沖合の船に輸送することになるだろう。避難の状況をそしゃくして、今後の避難計画の充実に生かしていく。課題を一つ一つ検証していくことになる」と述べています。この知事発言は、現時点で避難計画が万全でないことを認めた発言です。中村愛媛県知事は2015年10月26日に、伊方原発再稼働に同意しています。同意後に、避難計画の課題を検証するというのは順序が逆です。無責任そのものといわなければ

なりません。中村愛媛県知事は「原発再稼動と住民避難はリンクしない」と公然と述べていますが、「乗民主義」そのものであります。

第2に、本審査書は、以下のとうり、審査過程に看過しがたい過誤・欠落があります。

1 基準地震動の過少評価です。

原発の耐震安全性は、基準地震動の適切な策定にかかっています。原発の耐震設計は、 基準地震動を基礎として行われます。基準地震動はすべての設計の基本となるものです。 基準地震動の想定を誤れば、原発の耐震安全性は確保されません。

伊方原発の650ガルという基準地震動(想定される最大規模の揺れ)は、「明らかに過少評価」です。このように基準地震動が過少に評価されてきた背景には、過去に発生した地震・地震動の平均像によって地震動想定を行ってきたことによると指摘されています。この方式の提案者である入倉孝次郎氏自身が地震の平均像を基礎にして策定していると述べています。

国会事故調査報告書は、「わが国においては、観測された最大地震加速度が設計地震加速度を超過する事例が、今般の東北地方太平洋沖地震に伴う福島第1原発と女川原発における2ケースも含めると、2005年以降に確認されただけで5ケースに及んでいる。このような超過頻度は異常であり、たとえば、超過頻度を1万年に1回未満と設定している欧州主要国と比べても、著しく非保守的である実態を示唆している」と述べています(同報告書2。1。6検討の7)。同じく福井地裁判決でも、大飯原発差し止め訴訟で、「全国で20か所にも満たない原発のうち、4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が平成17年以降、わずか10年足らずの間に到来している事実を重視すべきは当然である」と述べています(2014年5月21日判決)。

従って、伊方原発3号機の場合、基準地震動である650ガルを超える地震が、いつ伊 方原発で発生するか分かりません。そもそも伊方原発3号機は、450ガルでした。それ が570ガルに引き上げられ、更に650ガルに引き上げたものです。しかしながら、基 準地震動の数値のみ引き上げたのであって、根本的な耐震補強工事がなされたわけではあ りません。

伊方原発3号機の北側には、東西に走る活断層群「中央構造線断層帯」が位置し、南海トラフの震源域の真上に位置しており、敷地には活断層があることを無視しています。特に中央構造線については、震源断層として重視する必要があるとの考え方が有力に主張されています。別府湾東部から伊予灘(佐賀関半島中央部から双海町上灘まで)の総延長約81キロメートルに達しており、現在も活動中であるということであります。しかも北傾斜であり、伊方原発は、中央構造線の断層崖の真上に立地していると考える学者もいます。

2008年の岩手・宮城内陸地震で発生した、4、022ガルは、日本国内における最低の基準地震動であるとすべきです。更に1995年の阪神淡路大震災のように、活断層として考えられていなかった場所での地震があることを考慮しておかなくてはなりません。

原子力規制委員会は、「震源を特定しない地震動」について、2000年の鳥取県西部地震や、2004年の北海道留萌支庁南部地震を考察していますが、この2つの地震を超える地震はいくつも発生しています。クリフエッジ(それを超える地震動がくれば、原発全体の安全機能が喪失するレベル)である650ガルを超える地震がないということは考えられません。

従って伊方原発の場合、基準地震動は最低、4、022ガルは必要です。

#### 2 伊方原発3号機の敷地は埋め立て地です。

伊方原発の敷地は海を埋め立てたものです。地震があれば、敷地の流動化(液化)現象を起こす可能性が多分にあります。その場合、原子炉自体に損傷がなくても、多数の配管に損傷が生じることは明らかです。

#### 3 MOX燃料の危険性です。

伊方原発の場合は、世界でほとんど実績のない高燃焼度燃料ステップ2とMOX燃料を併用するものです。高燃焼度燃料は使用済み核燃料の量が少なくなるなどの利点があり、コストを下げることもできますが、燃焼度をあげる為に危険度が増すといわれています。更にMOX燃料は、ウランとプルトニウムを混合しているので、重大な危険にさらされることになります。プルトミウムの危険性はいうまでもありません。ある学者は、石油ストーブにガソリンを入れるようなものだと述べています。この危険性の検証もしない審査は不適切であります。

#### 4 故意による航空機の衝突やテロによる対策です。

伊方原発では、過去において、敷地の近くに米軍のヘリコプターが落下したこともあります。航空機の衝突やテロによる事故も十分に対策を練るべきであります。

#### 5 使用済み核燃料についてです。

使用済み核燃料については全く審査していません。本来ならば原子力規制委員会は審査の対象にすべきであります。使用済み核燃料の保管と今後の安全な管理などの見通しのないままの再稼動となります。行き場のない使用済み核燃料は、厳重な保管もされずに、伊方の町に残されたままとなります。しかも使用済み核燃料は、原子炉のような堅固な容器の中で保管されているわけではありません。原発を稼働させる以上は、使用済み核燃料までの解決を見据えて、審査すべきであります。

### 第3に、嘘で固められた原発再稼動です。

伊方原発が事故を起こした場合には、西日本は壊滅です。瀬戸内海は死の海です。生存 自体が奪われるのです。オストリアなどは原発を憲法で禁じています。必要のない原発再 稼働はすべきではありません。原発稼働を推し進めたい人々の意見は嘘で固められています。電気が不足しているとか、安いとは、クリーンとかはすべて嘘です。原発再稼働は虚偽主義であります。原子力規制委員会は冷静な科学の目で真実を見抜かなくてはなりません。「命よりも金」という拝金主義の発想は倫理上からも許されません。モラルハザードであります。

#### 終わりに

行政不服審査法は、不当な行政処分に対して「国民の権利利益の救済を図るとともに、 行政の適正な運営を確保する」ことを目的に制定されています(第1条)。

伊方原発3号機の再稼動は、移住できない住民を「不安のとりこ」にするものであり、「不安の奴隷」にするものです。個人の尊重を基底的価値とする憲法13条にも違反するものであります。安心できる社会こそが大切であります。

1979年のスリーマイルの事故、1986年のチェルノヴィリ事故、2011年の福島の原発事故の人類に対する警告を無視して、十分な検証もせず伊方再稼働は許されるべきではありません。

核の平和利用は福島第1原発事故で完全に崩れ去りました。最早、「核」について、平和 という言葉は虚偽です。原発事故を防ぐことは不可能であることを謙虚に認めざるを得な いのです。真の安全文化を確立すべき、伊方原発3号機の再稼動許可処分について、取り 消しの裁決を切望して、私の口頭の意見陳述を終わります。

以上